ソフトバンクまとめて支払いご利用規約①

第1条(定義)

- 1.「本サービス」とは、次の各号に定めるサービスをいいます。
- (ア)当社が提供する、当社が販売者からお客さまの商品等購入代金の債権を買い取り、お客さまが契約されている当社等のいずれかが、通信料等と併せてお客さまに支払請求するサービス。
- (イ)当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスが提供する、ソフトバンク・ペイメント・サービスが販売者からお客さまの商品等購入代金の債権を買い取り、または寄付先団体に対して寄付金の立替払を行い、次のいずれかの方法でお客さまに支払請求するサービス。
- 1 お客さまが通信料等を口座引落等によりお支払いの場合、お客さまが契約されている当社等のいずれかが、通信料等と併せて請求します。
- 2 お客さまが通信料等をクレジットカードによりお支払いの場合、お客さまがご契約のクレジットカード会社から請求がなされます。
- 2.「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいいます。
- 3.「ソフトバンク・ペイメント・サービス」とは、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社をいいます。
- 4.「当社等」とは、当社および当社が指定する電気通信事業者であるウォルト・ディズニー・ ジャパン株式会社(以下「ディズニー」といいます。)をいいます。
- 5.「お客さま」とは、当社等の通信契約約款等に基づき電気通信サービスを提供する当社等の3G通信サービス契約者および4G通信サービス契約者(これらの契約者から当該通信契約にかかる処分権を与えられている方を含みます。)のうち、本サービス対応機種を利用するなどの本規約および当社ウェブページ等に定める所定の要件をみたし、本サービスを利用する方をいいます。
- 6.「販売者」とは、当社または当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスとの間で本 サービスのうち商品等購入代金に関する契約を締結したものをいいます。
- 7. 「寄付先団体」とは、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスとの間で本サービスのうち寄付金に関する契約を締結した法人、地方自治体等の各種団体をいいます。
- 8.「対象商品等」とは、販売者の提供する商品、役務、コンテンツ等(文字情報、画像、映像、ソフトウェア、アプリケーション、デジタルマテリアル等)のうち、当社または当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスが認めたものをいいます。
- 9.「商品等購入契約」とは、お客さまが販売者との間で締結する対象商品等の提供契約をいいます。
- 10.「寄付契約」とは、お客さまが寄付先団体との間で締結する、寄付先団体に対して金銭を贈与する(以下「寄付」といいます。)契約をいいます。

- 11.「商品等購入代金」とは、商品等購入契約の対象商品等の料金のうち、お客さまが本サービスによる支払を選択されたものをいいます。
- 12.「寄付金」とは、寄付のうち、お客さまが本サービスによる支払を選択されたものをいいます。
- 13.「通信料等」とは、お客さまがご契約の当社等との契約に基づくウェブ通信料および月々の携帯電話ご利用料金をいいます。
- 14.「回線認証等」とは、 My SoftBank 認証の機能のうち、回線認証機能でお客さまを特定し、ログイン処理を行う方法および携帯電話番号(契約回線番号)とパスワードの組み合わせでお客さまを特定し、ログイン処理を行う方法をいいます。
- 15.「暗証番号」とは、お客さまの交換機用暗証番号をいいます。

第2条(適用関係)

1.本サービスは、第1条に定義するお客さまのみがご利用できるものです。

2.本サービスのご利用に関しては、本規約のほか、3G通信契約約款、4G通信契約約款、My SoftBank 利用規約、その他当社等が別に定める契約約款等が適用されます。

第3条(商品等購入契約および寄付契約)

- 1.お客さまは、対象商品等を購入する場合には、販売者との間で商品等購入契約を締結する必要があります。また、寄付を行う場合には、寄付先団体との間で寄付契約を締結する必要があります。なお、お客さまがご利用の機種により、本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合がございます。
- 2.お客さまが、本サービスを利用して販売者から対象商品等の提供を受けるには、通信料等の他に、商品等購入代金のお支払いが必要です。
- 3.お客さまは、商品等購入契約(対象商品等の瑕疵等を含むがこれに限りません。)または 寄付契約にかかる紛争を、お客さまと販売者または寄付先団体との間で解決するものとし、 当社等およびソフトバンク・ペイメント・サービスには、何らの請求、苦情の申立等を行わ ないものとします。

第4条(回線認証等および暗証番号)

1.本サービスのご利用にあたっては、 回線認証等によるお客さまの認証の他に、暗証番号の入力が必要となる場合があります。お客さまがウェブ安心サービスに登録している場合、 暗証番号の入力を省略できないことがあります。

2.回線認証等によるお客さまの認証に基づいて行われた対象商品等の購入および寄付、または、暗証番号の入力に基づいて、もしくは前項の規定により暗証番号を省略して行われた対象商品等の購入および寄付は、全てお客さまによって行われたものとみなします。なお、テザリングを利用し複数の機器から行われた対象商品等の購入および寄付についても、全て

お客さまによって行われたものとみなします。

3.本サービスのご利用にあたって、誤った暗証番号が一定回数以上入力された場合は、当社は、お客さまへの本サービスの全部または一部を一時停止する措置を講じることがあります。なお、お客さまがご利用の携帯電話または暗証番号の紛失・盗難・不正利用等により、お客さまに損害または不利益が生じたとしても当社等は一切責任を負わないものとします。4.本サービスのご利用にあたっては、お客さまのご利用環境等に応じて、暗証番号の他に当社が指定する認証番号を入力する必要がある場合があります。なお、この認証番号は、暗証番号に準じて取扱われるものとし、本条第2項および第3項の暗証番号を認証番号に読み替えて適用するものとします。

第5条(商品等購入代金および寄付金の請求)

1.商品等購入代金および寄付金には、お客さまが商品等購入契約または寄付契約を締結される毎に、商品等購入代金または寄付金が発生するもの(以下「都度課金」といいます。)と、お客さまの商品等購入契約期間中または寄付契約期間中において、複数回商品等購入代金または寄付金が発生するもの(以下「継続課金」といいます。)があります。

2.都度課金は、①商品等購入契約締結日もしくは寄付契約締結日の属する料金月、②販売者が対象商品等の売上確定処理を行った日もしくは寄付先団体が寄付金の確定処理を行った日の属する料金月、または③お客さまがご契約の各クレジットカード会社が定める料金月のいずれかに請求されます。

3.継続課金は、前項に定める料金月のいずれかに初回請求されます。この場合、初回請求日から一定期間(商品等購入契約または寄付契約によって異なります。)を当初の請求対象期間として、期間満了日の翌日に同一条件で2度目の請求がされるものとし、その後も同様とします。

第6条(債権譲渡および立替払等)

1.商品等購入代金については、当社または当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスと販売者との定めに基づき、当社またはソフトバンク・ペイメント・サービスが当該販売者から当該商品等購入代金にかかる債権の譲渡を受け、第 3 項に定めるいずれかの方法によりお客さまへ支払請求します。

2.寄付金については、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスと寄付先団体との定めに基づき、ソフトバンク・ペイメント・サービスが当該寄付先団体に対して立替払を行い、第3項に定めるいずれかの方法によりお客さまへ支払請求します。

3.前2項に定める支払請求の方法は、以下のいずれかとします。

(ア)お客さまが通信料等を口座引落によりお支払いの場合、お客さまがご契約の当社等のいずれかから、通信料等と併せてお客さまに請求を行います。なお、ディズニーと電気通信サービス契約をご契約のお客さまにおいても、当社とディズニーとの契約等により、当社か

らお客さまに直接請求することがあります。

(イ)お客さまが通信料等をクレジットカードによりお支払いの場合、当該お客さまがご契約されているクレジットカード会社から、以下のいずれかの方法でお客さまへ直接請求されます。なお、ソフトバンク・ペイメント・サービスは、販売店から債権譲渡を受けた商品等購入代金にかかる債権を、クレジットカード会社等に再譲渡する場合があります。

1 第 1 条第 1 項に定める本サービス(ア)の場合、通信料等ならびに商品等購入代金および寄付金を併せた金額の請求

2 第 1 条第 1 項に定める本サービス(イ)の場合、通信料等とは別途、当該商品等購入 代金または寄付金の発生都度の請求

4.前 3 項の規定にかかわらず、当社と販売者または寄付先団体との定め等により、①当社が 当該販売者から当該商品等購入代金にかかる債権を譲り受けない場合、②当社またはソフトバンク・ペイメント・サービスが一旦買い取った商品等購入代金にかかる債権を販売者が 譲り受けた場合または③ソフトバンク・ペイメント・サービスが寄付先団体に寄付金を立替 払しない場合等には、販売者または寄付先団体からお客さまに商品等購入代金および寄付金を直接請求することがあります。

第7条(商品等購入代金および寄付金のお支払い)

1.商品等購入代金および寄付金のお支払方法は、通信料等と同様に、当社等の契約約款等に準ずるものとします。

2.商品等購入代金および寄付金は、いかなる場合でも、お客さままたは請求先契約者(次項に定めます。)にお支払いいただくものとします。

3.お客さまは、通信料等の請求先がお客さま以外の方(以下「請求先契約者」といいます。) である場合、商品等購入代金および寄付金も併せて請求先契約者に請求されることについて、商品等購入契約または寄付契約の締結前に、請求先契約者から同意を得るものとします。 なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまが商品等購入契約または寄付契約を締結されたことをもって、かかる請求先契約者の同意を得ていたものとみなします。

4.商品等購入代金には、消費税が課税される場合とされない場合があります。お客さまへの請求明細等における表示は、商品等購入代金に消費税が課税されない場合および寄付金においても消費税を含む金額である旨の表記(内税、消費税など)がなされる場合があります。5.商品等購入契約または寄付契約の取消、解除、無効その他の理由により、販売者または寄付先団体がお客さまに商品等購入代金または寄付金を返還すべき場合でも、当社等、ソフトバンク・ペイメント・サービスおよびお客さまがご契約のクレジットカード会社は、一旦お支払いいただいた商品等購入代金および寄付金をお客さまに返金する義務を負わないものとします。この場合、お客さまは当該販売者または寄付先団体に対して、商品等購入代金または寄付金の返還を直接請求するものとします。

6.お客さまが商品等購入契約または寄付契約を解除しようとするときは、販売者または寄付 先団体に対して解除を申し出る必要があります。なお、お客さまが商品等購入契約または寄 付契約を解除した場合であっても、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づ く商品等購入代金または当該寄付契約に基づく寄付金の返金は行いません。

7.お客さまは、締結済みの商品等購入契約の対象商品等を利用できなくなった場合でも、その期間中の商品等購入代金をお支払いいただくものとします。

8.お客さまによる My SoftBank 認証の設定変更または機種変更等によって、締結済みの商品等購入契約の対象商品等を利用できなくなった場合でも、当該契約に基づき発生した商品等購入代金(お客さまが当該契約の解除を行うまでに発生する商品等購入代金を含みます。) は、お支払いいただきます。

9.商品等購入代金または寄付金の支払いが、支払期限を過ぎても当社等またはお客さまがご契約のクレジットカード会社にて確認できなかった場合、当社等は、ソフトバンク・ペイメント・サービスに代わって行う当該商品等購入代金および寄付金の請求・収納代行を取りやめる場合がございますのでご注意ください。この場合、お客さまはソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、当該商品等購入代金および寄付金を直接支払うものとします。

10.商品等購入代金および寄付金は、分割によるお支払いはお受けすることができません。

第8条(対象商品等の提供を受ける権利)

お客さまは、商品等購入契約に基づく対象商品等の提供を受ける権利を、第三者に譲渡する ことはできません。

第9条(ご利用可能額)

当社は、本サービスのご利用において、契約回線単位で1ヶ月間にご利用いただける上限額 (以下「ご利用可能額」といいます。)を設けます。なお、ご利用限度額の算定期間は、お 客さまの通信料等の請求対象期間と同一です。ご利用可能額は、当社のホームページ等に定 めます。

第10条(本サービスのご利用)

1.お客さまが次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または既にご利用を受け付けたものについても取りやめることがあります。

- (1) お客さまが、通信料等、その他当社等に対して負っている料金債務を当社等が定める 期限内にお支払いいただいていることを当社等にて確認できない場合、またはその支払い を怠るおそれがある場合
- (2) 商品等購入代金もしくは寄付金を支払期限内にお支払いいただいていることを当社にて確認できない場合、またはその支払いを怠るおそれがある場合
 - (3) 第7条第9項に基づき、当社等がソフトバンク・ペイメント・サービスに代わって

行う商品等購入代金または寄付金の請求・収納代行を取りやめたことがある場合

- (4) 商品等購入代金および寄付金の合計額がご利用可能額を超える場合
- (5) 本サービスの利用を希望される方の電気通信サービス契約が、当社の定める契約形態でない場合
- (6) 現金類に換金することを目的として商品等の購入にご利用可能額を利用していると 当社が判断した場合
- (7) お客さまによる本サービスの利用が、当社等の業務に支障があると当社等が判断した場合。
 - (8) お客さまが本規約に違反された場合
 - (9) その他、当社が別途定める本サービス利用の要件をみたさない場合
 - (10) その他、当社が本サービスのご利用が不適切であると判断した場合

2.当社等の契約約款の定めに従い、お客さまの3G 通信サービスまたは4G 通信サービスについて利用停止または利用の一時中断の措置がとられた場合には、ご利用中のコンテンツに対する商品等購入代金の課金・請求の全部または一部を停止することがあります。なお、利用停止解除後に当該コンテンツを継続してご利用される場合、当該コンテンツに対して再度利用手続きが必要になります。その際、コンテンツによっては、利用停止以前に販売者のサーバーに登録されていた情報が失われる場合があります。

第11条(商品等購入契約および寄付契約の停止・解除・解約)

1.お客さまが商品等購入代金の支払いを怠った場合または本規約に違反した場合、当該事実はお客さまと販売者間の商品等購入契約の停止・解除事由となるものとし、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは当該事実を販売者に対して通知し、当該商品等購入契約の停止・解除等ができるものとします。

2.本サービス非対応の機種に変更された場合や、当社等との3G通信サービス契約または4G通信サービス契約が解除された場合、お客さまが締結していた商品等購入契約および寄付契約は、将来に向かって自動的に解除されます。なお、この場合、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金および寄付契約に基づく寄付金の返金は行わないものとします。また、携帯電話の番号変更をされた場合は、お客さまが締結していた商品等購入契約の一部が、将来に向かって自動的に解除されることがあります。この場合、すでにお支払いただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行わないものとします。

3.本サービス対応機種であっても、お客さまが機種の変更をされた場合または USIM カードを交換した場合に、一部の対象商品等を継続してご利用いただけない場合があります。この場合、お客さまが販売者と締結していた商品等購入契約は、自動的に将来に向かって解除となるものもありますが、お客さまご自身による解約手続きが必要なものもあります。なお、この場合、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金

は行いません。

4.お客さまとの商品等購入契約または寄付契約を販売者または寄付先団体が停止・解除した場合に、販売者または寄付先団体が当社に対して当該事実を通知したときは、当社は本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または既にご利用を受け付けたものについても取りやめることがあります。なお、この場合、既にお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金または当該寄付契約に基づく寄付金の返金は行わないものとします。

5.お客さまは、携帯電話回線の譲渡または承継の手続きを行う場合には、事前に商品等購入契約および寄付契約を解約する必要があります。

第12条 (本サービスのお客さまによる利用の停止・再開)

1.お客さまは、My SoftBank にて専用のパスワードを入力することにより、当社が定める条件に基づき、本サービスの利用を停止させること、また再開させることができます (お客さまが未成年の場合は、法定代理人の同意を得たうえで、その利用を再開できるものとします。)。なお、一旦発生した商品等購入代金および寄付金については、お客さまから本サービスの停止、取消をすることはできないものとします。

2.お客さまと当社等との通信契約が法人契約の場合には、当社が別途提供する法人向けサービスを利用することにより、前項と同様に本サービスの利用を停止させ、または再開させることができます。なお、一旦発生した商品等購入代金および寄付金については、お客さまから本サービスの停止、取消をすることはできないものとします。

第13条(個人情報等)

1.本サービスのご利用にあたり、当社はお客さまの同意を得た上で、ソフトバンク・ペイメント・サービスに対し、お客さまの各種取引の与信判断および与信後の管理の目的で、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用にかかる情報等、お客さまおよび請求先契約者の契約情報を開示します。なお、お客さまはかかる情報の開示について、請求先契約者の同意を予め得るものとします。

2.第6条第4項の場合、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用状況にかかる情報を、販売者による商品等購入代金または寄付先団体による寄付金の回収を目的として、当社から販売者または寄付先団体に通知することに、お客さまは予め同意するものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの商品等購入契約または寄付契約の締結をもって、お客さまがかかる同意を請求先契約者から

取得しているものとみなします。

3.第 7 条第 9 項により当社等またはクレジットカード会社による商品等購入代金または寄付金の請求が取りやめられた場合、ソフトバンク・ペイメント・サービスによる商品等購入代金または寄付金の回収を目的として、当社からソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用状況にかかる情報を通知することに、お客さまは予め同意するものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの商品等購入契約または寄付契約の締結をもって、お客さまがかかる同意を請求先契約者から取得しているものとみなします。

第14条(法定代理人の同意)

未成年者のお客さまが、対象商品等を購入される場合および寄付をされる場合には、法定代理人の方の同意を得てから契約を締結するものとします。

第15条(免責)

当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部の提供を変更、中止または廃止することができるものとします。なお、当社は、当該措置により、お客さまその他の第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第16条 (本規約の変更)

当社は、本規約を、お客さまに対する事前の予告なく変更することがあります。本規約の変 更は変更後直ちに効力を生じるものとします。当社が変更を行った場合において、それ以前 に行われた本規約への承諾は、変更後の本規約への承諾として引き続き有効であるものと します。

第17条(準拠法)

本サービスに関する契約の成立、効力、解釈および履行等については、日本国法に準拠する ものとします。

第18条(合意管轄)

本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁 判所とします。

↑TOP に戻る

ソフトバンクまとめて支払いご利用規約②

第1条(定義)

- 1.「本サービス」とは、次の各号に定めるサービスをいいます。
- (ア)当社が対象商品等を販売・提供し、保有しているお客さまの商品等購入代金を、お客さまが契約されている当社等のいずれかが、通信料と併せてお客さまに支払請求するサービス。
- (イ)当社が対象商品等を販売・提供し、保有しているお客さまの商品等購入代金の債権を、 ソフトバンク・ペイメント・サービスが買い取り、次の A)B)いずれかの方法でお客さまに 支払請求するサービス。
- A)お客さまが通信料等を口座引落等によりお支払いの場合、お客さまが契約されている 当社等のいずれかが、通信料等と併せて請求します。
- B)お客さまが通信料等をクレジットカードによりお支払いの場合、お客さまがご契約の クレジットカード会社から請求がなされます。
- 2.「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいいます。
- 3.「ソフトバンク・ペイメント・サービス」とは、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社をいいます。
- 4.「当社等」とは、当社および当社が指定する電気通信事業者であるウォルト・ディズニー・ ジャパン株式会社(以下「ディズニー」といいます。)をいいます。
- 5.「お客さま」とは、当社等の通信契約約款等に基づき電気通信サービスを提供する当社等の3G通信サービス契約者および4G通信サービス契約者(これらの契約者から当該通信契約にかかる処分権を与えられている方を含みます。)のうち、本サービス対応機種を利用するなどの本規約および当社ウェブページ等に定める所定の要件をみたし、本サービスを利用する方をいいます。
- 6.「対象商品等」とは、第1項に定める本サービス(ア)の場合は、当社の提供する商品、 役務、コンテンツ等(文字情報、画像、映像、ソフトウェア、アプリケーション、デジタル マテリアル等)をいい、第1項に定める本サービス(イ)の場合は、当該商品、役務、コン テンツ等(文字情報、画像、映像、ソフトウェア、アプリケーション、デジタルマテリアル 等)のうち、ソフトバンク・ペイメント・サービスが認めたものをいいます。
- 7.「商品等購入契約」とは、お客さまが当社との間で締結する対象商品等の提供契約をいいます。
- 8.「商品等購入代金」とは、商品等購入契約の対象商品等の料金のうち、お客さまが本サー ビスによる支払を選択されたものをいいます。
- 9.「通信料等」とは、お客さまがご契約の当社等との契約に基づくウェブ通信料および月々の携帯電話ご利用料金をいいます。
- 10. 「回線認証等」とは、My SoftBank 認証の機能のうち、回線認証方式でお客さまを特定し、ログイン処理を行う方法および携帯電話番号(契約回線番号)とパスワードの組

み合わせでお客さまを特定し、ログイン処理を行う方法をいいます。

11. 「暗証番号」とは、お客さまの交換機用暗証番号をいいます。

第2条(適用関係)

1.本サービスは、第1条に定義するお客さまのみがご利用できるものです。

2.本サービスのご利用に関しては、本規約のほか、3G通信契約約款、4G通信契約約款、My SoftBank 利用規約、その他当社等が別に定める契約約款等が適用されます。

第3条(商品等購入契約)

1.お客さまは、対象商品等を購入する場合には、当社との間で商品等購入契約を締結する必要があります。なお、お客さまがご利用の機種により、本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合がございます。

2.お客さまが、本サービスを利用して当社から対象商品等の提供を受けるには、通信料等の他に、商品等購入代金のお支払いが必要です。

3.お客さまは、商品等購入契約(対象商品等の瑕疵等を含むがこれに限りません。)にかかる紛争を、お客さまと当社との間で解決するものとし、ディズニーおよびソフトバンク・ペイメント・サービスには、何らの請求、苦情の申立等を行わないものとします。

第4条(回線認証等および暗証番号)

1.本サービスのご利用にあたっては、回線認証等によるお客さまの認証の他に、暗証番号の 入力が必要となる場合があります。お客さまがウェブ安心サービスに登録している場合、暗 証番号の入力を省略できないことがあります。

2.回線認証等によるお客さまの認証に基づいて行われた対象商品等の購入または、暗証番号の入力に基づいて、もしくは前項の規定により暗証番号を省略して行われた対象商品等の購入は、全てお客さまによって行われたものとみなします。なお、テザリングを利用し複数の機器から行われた対象商品等の購入についても、全てお客さまによって行われたものとみなします。

3.本サービスのご利用にあたって、誤った暗証番号が一定回数以上入力された場合は、当社は、お客さまへの本サービスの全部または一部を一時停止する措置を講じることがあります。なお、お客さまがご利用の携帯電話または暗証番号の紛失・盗難・不正利用等により、お客さまに損害または不利益が生じたとしても当社等は一切責任を負わないものとします。4.本サービスのご利用にあたっては、お客さまのご利用環境等に応じて、暗証番号の他に当社が指定する認証番号を入力する必要がある場合があります。なお、この認証番号は、暗証番号に準じて取扱われるものとし、本条第2項および第3項の暗証番号を認証番号に読み替えて適用するものとします。

第5条(商品等購入代金の請求)

1.商品等購入代金には、お客さまが商品等購入契約を締結される毎に、商品等購入代金が発生するもの(以下「都度課金」といいます。)と、お客さまの商品等購入契約期間中において、複数回商品等購入代金が発生するもの(以下「継続課金」といいます。)があります。 2.都度課金は、①商品等購入契約締結日の属する料金月、②当社が対象商品等の売上確定処理を行った日の属する料金月、または③お客さまがご契約の各クレジットカード会社が定める料金月のいずれかに請求されます。

3.継続課金は、前項に定める料金月のいずれかに初回請求されます。この場合、初回請求日から一定期間(商品等購入契約によって異なります。)を当初の請求対象期間として、期間満了日の翌日に同一条件で2度目の請求がされるものとし、その後も同様とします。

第6条(支払請求の方法)

1.商品等購入代金については、当社が保有している代金債権として、または当社とソフトバンク・ペイメント・サービスとの定めに基づき、ソフトバンク・ペイメント・サービスが当該商品等購入代金にかかる債権の譲渡を受け、次項に定めるいずれかの方法によりお客さまへ支払請求します。

2.前項に定める支払請求の方法は、以下のいずれかとします。

(ア)お客さまが通信料等を口座引落によりお支払いの場合、お客さまがご契約の当社等のいずれかから、通信料等と併せてお客さまに請求を行います。なお、ディズニーと電気通信サービス契約をご契約のお客さまにおいても、当社とディズニーとの契約等により、当社からお客さまに直接請求することがあります。

(イ)お客さまが通信料等をクレジットカードによりお支払いの場合、当該お客さまがご契約されているクレジットカード会社から、以下のいずれかの方法でお客さまへ直接請求されます。なお、ソフトバンク・ペイメント・サービスは、当社から債権譲渡を受けた商品等購入代金にかかる債権を、クレジットカード会社等に再譲渡する場合があります。

A)第1条第1項に定める本サービス(ア)の場合、通信料等および商品等購入代金を併せた金額の請求

B)第 1 条第 1 項に定める本サービス(イ)の場合、通信料等とは別途、当該商品等購入 代金の発生都度の請求

3.前2項の規定にかかわらず、当社とソフトバンク・ペイメント・サービスとの定め等により、ソフトバンク・ペイメント・サービスが一旦当社から買い取った商品等購入代金にかかる債権を当社が譲り受けた場合には、当社からお客さまに商品等購入代金を直接請求することがあります。

第7条(商品等購入代金のお支払い)

1.商品等購入代金のお支払方法は、通信料等と同様に、当社等の契約約款等に準ずるものと

します。

2.商品等購入代金は、いかなる場合でも、お客さままたは請求先契約者(次項に定めます。) にお支払いいただくものとします。

3.お客さまは、通信料等の請求先がお客さま以外の方(以下「請求先契約者」といいます。)である場合、商品等購入代金も併せて請求先契約者に請求されることについて、商品等購入契約の締結前に、請求先契約者から同意を得るものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまが商品等購入契約を締結されたことをもって、かかる請求先契約者の同意を得ていたものとみなします。

4.商品等購入代金には、消費税が課税される場合とされない場合があります。お客さまへの 請求明細等における表示は、商品等購入代金に消費税が課税されない場合においても消費 税を含む金額である旨の表記(内税、消費税など)がなされる場合があります。

5.商品等購入契約の取消、解除、無効その他の理由により、当社がお客さまに商品等購入代金を返還すべき場合でも、ディズニー、ソフトバンク・ペイメント・サービスおよびお客さまがご契約のクレジットカード会社は、一旦お支払いいただいた商品等購入代金をお客さまに返金する義務を負わないものとします。この場合、お客さまは当社に対して、商品等購入代金の返還を直接請求するものとします。

6.お客さまが商品等購入契約を解除しようとするときは、当社に対して解除を申し出る必要があります。なお、お客さまが商品等購入契約を解除した場合であっても、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行いません。

7.お客さまによる My SoftBank 認証の設定変更または機種変更等によって、締結済みの商品等購入契約の対象商品等を利用できなくなった場合でも、当該契約に基づき発生した商品等購入代金(お客さまが当該契約の解除を行うまでに発生する商品等購入代金を含みます。) は、お支払いいただきます。

8.商品等購入代金の支払いが、支払期限を過ぎても当社等またはお客さまがご契約のクレジットカード会社にて確認できなかった場合、当社等は、ソフトバンク・ペイメント・サービスに代わって行う当該商品等購入代金の請求・収納代行を取りやめる場合がございますのでご注意ください。この場合、お客さまはソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、当該商品等購入代金を直接支払うものとします。

9.商品等購入代金は、分割によるお支払いはお受けすることができません。

第8条(対象商品等の提供を受ける権利)

お客さまは、商品等購入契約に基づく対象商品等の提供を受ける権利を、第三者に譲渡する ことはできません。

第9条(ご利用可能額)

当社は、本サービスのご利用において、契約回線単位で1ヶ月間にご利用いただける上限額

(以下「ご利用可能額」といいます。)を設けます。なお、ご利用限度額の算定期間は、お客さまの通信料等の請求対象期間と同一です。ご利用可能額は、当社のホームページ等に定めます。

第10条(本サービスのご利用)

- 1.お客さまが次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止 し、または既にご利用を受け付けたものについても取りやめることがあります。
- (1) お客さまが、通信料等、その他当社等に対して負っている料金債務を当社等が定める 期限内にお支払いいただいていることを当社等にて確認できない場合、またはその支払い を怠るおそれがある場合
- (2) 商品等購入代金を支払期限内にお支払いいただいていることを当社にて確認できない場合、またはその支払いを怠るおそれがある場合
- (3) 当社等がソフトバンク・ペイメント・サービスに代わって行う商品等購入代金の請求・収納代行を取りやめたことがある場合
 - (4) 商品等購入代金の合計額がご利用可能額を超える場合
- (5) 本サービスの利用を希望される方の電気通信サービス契約が、当社の定める契約形態でない場合
- (6) 現金類に換金することを目的として商品等の購入にご利用可能額を利用していると 当社が判断した場合
- (7) お客さまによる本サービスの利用が、当社等の業務に支障があると当社等が判断した場合。
 - (8) お客さまが本規約に違反された場合
 - (9) その他、当社が別途定める本サービス利用の要件をみたさない場合
 - (10) その他、当社が本サービスのご利用が不適切であると判断した場合
- 2.当社等の契約約款の定めに従い、お客さまの3G 通信サービスまたは4G 通信サービスについて利用停止または利用の一時中断の措置がとられた場合には、ご利用中のコンテンツに対する商品等購入代金の課金・請求の全部または一部を停止することがあります。なお、利用停止解除後に当該コンテンツを継続してご利用される場合、当該コンテンツに対して再度利用手続きが必要になります。その際、コンテンツによっては、利用停止以前に当社のサーバーに登録されていた情報が失われる場合があります。

第11条(商品等購入契約の停止・解除・解約)

1.お客さまが商品等購入代金の支払いを怠った場合または本規約に違反した場合、当該事実はお客さまと当社間の商品等購入契約の停止・解除事由となるものとし、当社は当該商品等購入契約の停止・解除等ができるものとします。

2.本サービス非対応の機種に変更された場合や、当社等との3G通信サービス契約または4

G通信サービス契約が解除された場合、お客さまが締結していた商品等購入契約は、将来に向かって自動的に解除されます。なお、この場合、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行わないものとします。また、携帯電話の番号変更をされた場合は、お客さまが締結していた商品等購入契約の一部が、将来に向かって自動的に解除されることがあります。この場合、すでにお支払いただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行わないものとします。

3.本サービス対応機種であっても、お客さまが機種の変更をされた場合または USIM カードを交換した場合に、一部の対象商品等を継続してご利用いただけない場合があります。この場合、お客さまが当社と締結していた商品等購入契約は、自動的に将来に向かって解除となるものもありますが、お客さまご自身による解約手続きが必要なものもあります。なお、この場合、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行いません。

4.お客さまとの商品等購入契約を当社が停止・解除した場合は、当社は本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または既にご利用を受け付けたものについても取りやめることがあります。なお、この場合、既にお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行わないものとします。

5.お客さまは、携帯電話回線の譲渡または承継の手続きを行う場合には、事前に商品等購入 契約を解約する必要があります。

第12条 (本サービスのお客さまによる利用の停止・再開)

1.お客さまは、My SoftBank にて専用のパスワードを入力することにより、当社が定める条件に基づき、本サービスの利用を停止させること、また再開させることができます(お客さまが未成年の場合は、法定代理人の同意を得たうえで、その利用を再開できるものとします。)。なお、一旦発生した商品等購入代金については、お客さまから本サービスの停止、取消をすることはできないものとします。

2.お客さまと当社等との通信契約が法人契約の場合には、当社が別途提供する法人向けサービスを利用することにより、前項と同様に本サービスの利用を停止させ、または再開させることができます。なお、一旦発生した商品等購入代金については、お客さまから本サービスの停止、取消をすることはできないものとします。

第13条(個人情報等)

1.本サービスのご利用にあたり、当社はお客さまの同意を得た上で、ソフトバンク・ペイメント・サービスに対し、お客さまの各種取引の与信判断および与信後の管理の目的で、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用にかかる情報等、お客さまお

よび請求先契約者の契約情報を開示します。なお、お客さまはかかる情報の開示について、 請求先契約者の同意を予め得るものとします。

2.第 7 条第 8 項により当社等またはクレジットカード会社による商品等購入代金の請求が取りやめられた場合、ソフトバンク・ペイメント・サービスによる商品等購入代金の回収を目的として、当社からソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用状況にかかる情報を通知することに、お客さまは予め同意するものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの商品等購入契約の締結をもって、お客さまがかかる同意を請求先契約者から取得しているものとみなします。

第14条(法定代理人の同意)

未成年者のお客さまが、対象商品等を購入される場合には、法定代理人の方の同意を得てから契約を締結するものとします。

第15条(免責)

当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部の提供を変更、中止または廃止することができるものとします。なお、当社は、当該措置により、お客さまその他の第三者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第16条(本規約の変更)

当社は、本規約を、お客さまに対する事前の予告なく変更することがあります。本規約の変 更は変更後直ちに効力を生じるものとします。当社が変更を行った場合において、それ以前 に行われた本規約への承諾は、変更後の本規約への承諾として引き続き有効であるものと します。

第17条(準拠法)

本サービスに関する契約の成立、効力、解釈および履行等については、日本国法に準拠する ものとします。

第18条(合意管轄)

本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁 判所とします。

↑TOP に戻る

ソフトバンクまとめて支払いご利用規約③

第1条(定義)

- 1.「本サービス」とは、次の各号に定めるサービスをいいます。
- (ア)当社が提供する、ソフトバンク・ペイメント・サービスが対象商品等を販売・提供し、 保有しているお客さまの商品等購入代金の債権を、当社が買い取り、お客さまが契約されて いる当社等のいずれかが、通信料と併せてお客さまに支払請求するサービス。
- (イ)当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスが提供する、ソフトバンク・ペイメント・サービスが対象商品等を販売・提供し、保有しているお客さまの商品等購入代金の債権を、次の A)B)いずれかの方法でお客さまに支払請求するサービス。
- A)お客さまが通信料等を口座引落等によりお支払いの場合、お客さまが契約されている 当社等のいずれかが、通信料等と併せて請求します。
- B)お客さまが通信料等をクレジットカードによりお支払いの場合、お客さまがご契約の クレジットカード会社から請求がなされます。
- 2.「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいいます。
- 3.「ソフトバンク・ペイメント・サービス」とは、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社をいいます。
- 4.「当社等」とは、当社および当社が指定する電気通信事業者であるウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社(以下「ディズニー」といいます。)をいいます。
- 5.「お客さま」とは、当社等の通信契約約款等に基づき電気通信サービスを提供する当社等の3G通信サービス契約者および4G通信サービス契約者(これらの契約者から当該通信契約にかかる処分権を与えられている方を含みます。)のうち、本サービス対応機種を利用するなどの本規約および当社ウェブページ等に定める所定の要件をみたし、本サービスを利用する方をいいます。
- 6. 「対象商品等」とは、第1項に定める本サービス(ア)の場合は、ソフトバンク・ペイメント・サービスの提供する商品、役務、コンテンツ等(文字情報、画像、映像、ソフトウェア、アプリケーション、デジタルマテリアル等))のうち当社が認めたものをいい、第1項に定める本サービス(イ)の場合は、ソフトバンク・ペイメント・サービスの提供する商品、役務、コンテンツ等(文字情報、画像、映像、ソフトウェア、アプリケーション、デジタルマテリアル等)のうち当社が認めたものをいいます。
- 7.「商品等購入契約」とは、お客さまがソフトバンク・ペイメント・サービスとの間で締結する対象商品等の提供契約をいいます。
- 8.「商品等購入代金」とは、商品等購入契約の対象商品等の料金のうち、お客さまが本サービスによる支払を選択されたものをいいます。
- 9.「通信料等」とは、お客さまがご契約の当社等との契約に基づくウェブ通信料および月々の携帯電話ご利用料金をいいます。

- 10.「回線認証等」とは、My SoftBank 認証の機能のうち、回線認証機能でお客さまを特定し、ログイン処理を行う方法および携帯電話番号(契約回線番号)とパスワードの組み合わせでお客さまを特定し、ログイン処理を行う方法をいいます。
- 11.「暗証番号」とは、お客さまの交換機用暗証番号をいいます。

第2条(適用関係)

1.本サービスは、第1条に定義するお客さまのみがご利用できるものです。

2.本サービスのご利用に関しては、本規約のほか、3G通信契約約款、4G通信契約約款、My SoftBank 利用規約、その他当社等が別に定める契約約款等が適用されます。

第3条(商品等購入契約)

- 1.お客さまは、対象商品等を購入する場合には、ソフトバンク・ペイメント・サービスとの間で商品等購入契約を締結する必要があります。なお、お客さまがご利用の機種により、本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合がございます。
- 2.お客さまが、本サービスを利用してソフトバンク・ペイメント・サービスから対象商品等 の提供を受けるには、通信料等の他に、商品等購入代金のお支払いが必要です。
- 3.お客さまは、商品等購入契約(対象商品等の瑕疵等を含むがこれに限りません。)にかかる紛争を、お客さまとソフトバンク・ペイメント・サービスとの間で解決するものとし、当社等には、何らの請求、苦情の申立等を行わないものとします。

第4条(回線認証等および暗証番号)

1.本サービスのご利用にあたっては、回線認証等によるお客さまの認証の他に、暗証番号の 入力が必要となる場合があります。ただし、お客さまがウェブ安心サービスに登録している 場合、暗証番号の入力を省略できないことがあります。

2.回線認証等によるお客さまの認証に基づいて行われた対象商品等の購入、暗証番号の入力に基づいて、もしくは前項の規定により暗証番号を省略して行われた対象商品等の購入は、全てお客さまによって行われたものとみなします。なお、テザリングを利用し複数の機器から行われた対象商品等の購入および寄付についても、全てお客さまによって行われたものとみなします。

3.本サービスのご利用にあたって、誤った暗証番号が一定回数以上入力された場合は、当社は、お客さまへの本サービスの全部または一部を一時停止する措置を講じることがあります。なお、お客さまがご利用の携帯電話または暗証番号の紛失・盗難・不正利用等により、お客さまに損害または不利益が生じたとしても当社等は一切責任を負わないものとします。4.本サービスのご利用にあたっては、お客さまのご利用環境等に応じて、暗証番号の他に当社が指定する認証番号を入力する必要がある場合があります。なお、この認証番号は、暗証番号に準じて取扱われるものとし、本条第2項および第3項の暗証番号を認証番号に読み

替えて適用するものとします。

第5条(商品等購入代金の請求)

1.商品等購入代金には、お客さまが商品等購入契約を締結される毎に、商品等購入代金が発生するもの(以下「都度課金」といいます。)と、お客さまの商品等購入契約期間中において、複数回商品等購入代金が発生するもの(以下「継続課金」といいます。)があります。 2.都度課金は、①商品等購入契約締結日の属する料金月、②ソフトバンク・ペイメント・サービスが対象商品等の売上確定処理を行った日の属する料金月、または③お客さまがご契約の各クレジットカード会社が定める料金月のいずれかに請求されます。

3.継続課金は、前項に定める料金月のいずれかに初回請求されます。この場合、初回請求日から一定期間(商品等購入契約によって異なります。)を当初の請求対象期間として、期間満了日の翌日に同一条件で2度目の請求がされるものとし、その後も同様とします。

第6条(支払請求の方法)

1.商品等購入代金については、ソフトバンク・ペイメント・サービスが保有している代金債権として、または当社とソフトバンク・ペイメント・サービスとの定めに基づき、当社が当該商品等購入代金にかかる債権の譲渡を受け、次項に定めるいずれかの方法によりお客さまへ支払請求します。

2.前項に定める支払請求の方法は、以下のいずれかとします。

(ア)お客さまが通信料等を口座引落によりお支払いの場合、お客さまがご契約の当社等のいずれかから、通信料等と併せてお客さまに請求を行います。なお、ディズニーと電気通信サービス契約をご契約のお客さまにおいても、当社とディズニーとの契約等により、当社からお客さまに直接請求することがあります。

(イ)お客さまが通信料等をクレジットカードによりお支払いの場合、当該お客さまがご契約されているクレジットカード会社から、以下のいずれかの方法でお客さまへ直接請求されます。なお、ソフトバンク・ペイメント・サービスは、商品等購入代金にかかる債権を、クレジットカード会社等に譲渡する場合があります。

A)第1条第1項に定める本サービス(ア)の場合、通信料等および商品等購入代金を併せた金額の請求

B)第 1 条第 1 項に定める本サービス(イ)の場合、通信料等とは別途、当該商品等購入 代金の発生都度の請求

3.前2項の規定にかかわらず、当社とソフトバンク・ペイメント・サービスとの定め等により、①当社がソフトバンク・ペイメント・サービスから当該商品等購入代金にかかる債権を譲り受けない場合または②当社が一旦ソフトバンク・ペイメント・サービスから買い取った商品等購入代金にかかる債権をソフトバンク・ペイメント・サービスが譲り受けた場合には、ソフトバンク・ペイメント・サービスからお客さまに商品等購入代金を直接請求することが

あります。

第7条(商品等購入代金のお支払い)

1.商品等購入代金のお支払方法は、通信料等と同様に、当社等の契約約款等に準ずるものとします。

2.商品等購入代金は、いかなる場合でも、お客さままたは請求先契約者(次項に定めます。) にお支払いいただくものとします。

3.お客さまは、通信料等の請求先がお客さま以外の方(以下「請求先契約者」といいます。)である場合、商品等購入代金も併せて請求先契約者に請求されることについて、商品等購入契約の締結前に、請求先契約者から同意を得るものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまが商品等購入契約を締結されたことをもって、かかる請求先契約者の同意を得ていたものとみなします。

4.商品等購入代金には、消費税が課税される場合とされない場合があります。お客さまへの 請求明細等における表示は、商品等購入代金に消費税が課税されない場合においても消費 税を含む金額である旨の表記(内税、消費税など)がなされる場合があります。

5.商品等購入契約の取消、解除、無効その他の理由により、ソフトバンク・ペイメント・サービスがお客さまに商品等購入代金を返還すべき場合でも、当社等およびお客さまがご契約のクレジットカード会社は、一旦お支払いいただいた商品等購入代金をお客さまに返金する義務を負わないものとします。この場合、お客さまはソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、商品等購入代金の返還を直接請求するものとします。

6.お客さまが商品等購入契約を解除しようとするときは、ソフトバンク・ペイメント・サービスに対して解除を申し出る必要があります。なお、お客さまが商品等購入契約を解除した場合であっても、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行いません。

7.お客さまは、締結済みの商品等購入契約の対象商品等を利用できなくなった場合でも、その期間中の商品等購入代金をお支払いいただくものとします。

8.お客さまによる My SoftBank 認証の設定変更または機種変更等によって、締結済みの商品等購入契約の対象商品等を利用できなくなった場合でも、当該契約に基づき発生した商品等購入代金(お客さまが当該契約の解除を行うまでに発生する商品等購入代金を含みます。)は、お支払いいただきます。

9.商品等購入代金の支払いが、支払期限を過ぎても当社等またはお客さまがご契約のクレジットカード会社にて確認できなかった場合、当社等は、ソフトバンク・ペイメント・サービスに代わって行う当該商品等購入代金の請求・収納代行を取りやめる場合がございますのでご注意ください。この場合、お客さまはソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、当該商品等購入代金を直接支払うものとします。

10.商品等購入代金は、分割によるお支払いはお受けすることができません。

第8条(対象商品等の提供を受ける権利)

お客さまは、商品等購入契約に基づく対象商品等の提供を受ける権利を、第三者に譲渡する ことはできません。

第9条(ご利用可能額)

当社は、本サービスのご利用において、契約回線単位で1ヶ月間にご利用いただける上限額 (以下「ご利用可能額」といいます。)を設けます。なお、ご利用限度額の算定期間は、お 客さまの通信料等の請求対象期間と同一です。ご利用可能額は、当社のホームページ等に定 めます。

第10条(本サービスのご利用)

1.お客さまが次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止 し、または既にご利用を受け付けたものについても取りやめることがあります。

- (1) お客さまが、通信料等、その他当社等に対して負っている料金債務を当社等が定める 期限内にお支払いいただいていることを当社等にて確認できない場合、またはその支払い を怠るおそれがある場合
- (2) 商品等購入代金を支払期限内にお支払いいただいていることを当社にて確認できない場合、またはその支払いを怠るおそれがある場合
- (3) 当社等がソフトバンク・ペイメント・サービスに代わって行う商品等購入代金の請求・収納代行を取りやめたことがある場合
 - (4) 商品等購入代金の合計額がご利用可能額を超える場合
- (5) 本サービスの利用を希望される方の電気通信サービス契約が、当社の定める契約形態でない場合
- (6) 現金類に換金することを目的として商品等の購入にご利用可能額を利用していると 当社が判断した場合
- (7) お客さまによる本サービスの利用が、当社等の業務に支障があると当社等が判断した場合。
 - (8) お客さまが本規約に違反された場合
 - (9) その他、当社が別途定める本サービス利用の要件をみたさない場合
 - (10) その他、当社が本サービスのご利用が不適切であると判断した場合
- 2.当社等の契約約款の定めに従い、お客さまの3G 通信サービスまたは4G 通信サービスについて利用停止または利用の一時中断の措置がとられた場合には、ご利用中のコンテンツに対する商品等購入代金の課金・請求の全部または一部を停止することがあります。なお、利用停止解除後に当該コンテンツを継続してご利用される場合、当該コンテンツに対して再度利用手続きが必要になります。その際、コンテンツによっては、利用停止以前にソフト

バンク・ペイメント・サービスのサーバーに登録されていた情報が失われる場合があります。

第11条(商品等購入契約の停止・解除・解約)

1.お客さまが商品等購入代金の支払いを怠った場合または本規約に違反した場合、当該事実はお客さまとソフトバンク・ペイメント・サービス間の商品等購入契約の停止・解除事由となるものとし、ソフトバンク・ペイメント・サービスは当該商品等購入契約の停止・解除等ができるものとします。

2.本サービス非対応の機種に変更された場合や、当社等との3G通信サービス契約または4G通信サービス契約が解除された場合、お客さまが締結していた商品等購入契約は、将来に向かって自動的に解除されます。なお、この場合、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行わないものとします。また、携帯電話の番号変更をされた場合は、お客さまが締結していた商品等購入契約の一部が、将来に向かって自動的に解除されることがあります。この場合、すでにお支払いただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行わないものとします。

3.本サービス対応機種であっても、お客さまが機種の変更をされた場合または USIM カードを交換した場合に、一部の対象商品等を継続してご利用いただけない場合があります。この場合、お客さまがソフトバンク・ペイメント・サービスと締結していた商品等購入契約は、自動的に将来に向かって解除となるものもありますが、お客さまご自身による解約手続きが必要なものもあります。なお、この場合、すでにお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行いません。

4.お客さまとの商品等購入契約をソフトバンク・ペイメント・サービスが停止・解除した場合に、ソフトバンク・ペイメント・サービスが当社に対して当該事実を通知したときは、当社は本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または既にご利用を受け付けたものについても取りやめることがあります。なお、この場合、既にお支払いいただいた当該商品等購入契約に基づく商品等購入代金の返金は行わないものとします。

5.お客さまは、携帯電話回線の譲渡または承継の手続きを行う場合には、事前に商品等購入 契約を解約する必要があります。

第12条(本サービスのお客さまによる利用の停止・再開)

1.お客さまは、My SoftBank にて専用のパスワードを入力することにより、当社が定める条件に基づき、本サービスの利用を停止させること、また再開させることができます (お客さまが未成年の場合は、法定代理人の同意を得たうえで、その利用を再開できるものとします。)。なお、一旦発生した商品等購入代金については、お客さまから本サービスの停止、取消をすることはできないものとします。

2.お客さまと当社等との通信契約が法人契約の場合には、当社が別途提供する法人向けサービスを利用することにより、前項と同様に本サービスの利用を停止させ、または再開させる

ことができます。なお、一旦発生した商品等購入代金については、お客さまから本サービス の停止、取消をすることはできないものとします。

第13条(個人情報等)

1.本サービスのご利用にあたり、当社はお客さまの同意を得た上で、ソフトバンク・ペイメント・サービスに対し、お客さまの各種取引の与信判断および与信後の管理の目的で、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用にかかる情報等、お客さまおよび請求先契約者の契約情報を開示します。なお、お客さまはかかる情報の開示について、請求先契約者の同意を予め得るものとします。

2.第6条第3項の場合、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用状況にかかる情報を、販売者による商品等購入代金の回収を目的として、当社から販売者に通知することに、お客さまは予め同意するものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの商品等購入契約の締結をもって、お客さまがかかる同意を請求先契約者から取得しているものとみなします。

3.第7条第9項により当社等またはクレジットカード会社による商品等購入代金の請求が取りやめられた場合、ソフトバンク・ペイメント・サービスによる商品等購入代金の回収を目的として、当社からソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用状況にかかる情報を通知することに、お客さまは予め同意するものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの商品等購入契約の締結をもって、お客さまがかかる同意を請求先契約者から取得しているものとみなします。

第14条(法定代理人の同意)

未成年者のお客さまが、対象商品等を購入される場合には、法定代理人の方の同意を得てから契約を締結するものとします。

第15条(免責)

当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部の提供を変更、中止または廃止することができるものとします。なお、当社は、当該措置により、お客さまその他の第三者に生じた損害について一切の責任を

負わないものとします。

第16条(本規約の変更)

当社は、本規約を、お客さまに対する事前の予告なく変更することがあります。本規約の変更は変更後直ちに効力を生じるものとします。当社が変更を行った場合において、それ以前に行われた本規約への承諾は、変更後の本規約への承諾として引き続き有効であるものとします。

第17条(準拠法)

本サービスに関する契約の成立、効力、解釈および履行等については、日本国法に準拠する ものとします。

第18条(合意管轄)

本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁 判所とします。

↑TOP に戻る

ソフトバンクまとめて支払いご利用規約④

第1条(定義)

- 1. 「本サービス」とは、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスが提供する、ソフトバンク・ペイメント・サービスが加盟店に対して立替払を行い、ソフトバンク・ペイメント・サービスが立替払を行った金額を次のいずれかの方法でお客さまに支払請求するサービスをいいます。
- 1 お客さまが通信料等を口座引落等によりお支払いの場合、お客さまが契約されている当社等のいずれかが、通信料等と併せて請求します。
- 2 お客さまが通信料等をクレジットカードによりお支払いの場合、お客さまがご契約のクレジットカード会社から請求がなされます。
- 2.「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいいます。
- 3.「ソフトバンク・ペイメント・サービス」とは、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社をいいます。
- 4.「当社等」とは、当社および電気通信事業者であるウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社(以下「ディズニー」といいます。)をいいます。
- 5.「お客さま」とは、当社等の3G通信サービス契約者または4G通信サービス契約者(これらの契約者から当該通信契約にかかる利用権を与えられている方を含みます。)のうち、本サービス対応機種を利用するなど本規約および当社ウェブページ等に定める所定の要件をみたし、本サービスを利用する方をいいます。

- 6.「販売者」とは、お客さまとの間で商品等購入代金に係る契約を締結したものをいいます。
- 7.「加盟店」とは、商品等購入代金の請求代行にあたり、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスとの間で、立替払に関する契約を締結したものをいいます。
- 8.「対象商品等」とは、販売者の提供する商品、権利、役務、コンテンツ等(文字情報、画像、映像、ソフトウェア、アプリケーション、デジタルマテリアル等)のうち、当社および ソフトバンク・ペイメント・サービスが認めたものをいいます。
- 9.「商品等購入契約」とは、お客さまが販売者との間で締結する対象商品等の購入契約をいいます。
- 10.「請求代行サービス契約」とは、お客さまが加盟店の提供する請求代行サービスを利用するにあたり、加盟店との間で締結する契約をいいます。
- 11.「商品等購入代金」とは、商品等購入契約の対象商品等の購入代金のうち、お客さまが請求代行サービス契約による支払を選択されたものをいいます。
- 12.「加盟店請求金額」とは、加盟店が請求を代行する商品等購入代金および加盟店の提供する請求代行サービスの利用対価の合計額をいいます。
- 13.「立替払金」とは、ソフトバンク・ペイメント・サービスが加盟店に対して加盟店請求金額の立替払を行った後、本規約に基づきお客さまに支払を請求する金額をいいます。
- 14.「通信料等」とは、当社等とお客さまとの間の契約に基づき請求するウェブ通信料および月々の携帯電話ご利用料金をいいます。
- 15.「暗証番号」とは、お客さまの交換機用暗証番号またはお客さまがご契約のクレジットカードの裏面に記載されている3桁もしくは4桁のセキュリティコードをいいます。

第2条(適用関係)

1.本サービスは、第1条に定義するお客さまのみがご利用できるものです。

2.本サービスのご利用に関しては、本規約のほか、 3 G 通信契約約款、 4 G 通信契約約款、 My SoftBank 利用規約、その他当社等が別に定める契約約款等が適用されます。

第3条(商品等購入契約および請求代行サービス契約)

- 1.お客さまは、対象商品等を購入する場合には、販売者および加盟店の定める方法に従うものとします。なお、お客さまがご利用の機種により、本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合がございます。
- 2.お客さまが、本サービスを利用して販売者から対象商品等の提供を受けるには、通信料等 の他に、加盟店請求金額のお支払いが必要です。
- 3.お客さまは、商品等購入契約または請求代行サービス契約にかかる紛争を、お客さまと販売者または加盟店との間で解決するものとし、当社等およびソフトバンク・ペイメント・サービスには、何らの請求、苦情の申立等を行わないものとします。

第4条(暗証番号)

1.本サービスのご利用にあたっては、お客さまの通信料等のお支払い方法に応じて当社が指定する暗証番号を入力する必要があります。お客さまによる本サービスのご利用が 2 度目以降の場合、暗証番号の入力を省略することができます。ただし、お客さまがウェブ安心サービスに登録している場合、暗証番号の入力を省略できないことがあります。

2.暗証番号の入力に基づいて、または前項の規定により暗証番号を省略して行われた本サー ビスのご利用は、全てお客さまによって行われたものとみなします。

3.本サービスのご利用にあたって、誤った暗証番号が一定回数以上入力された場合は、当社は、お客さまに対する本サービスの全部または一部の提供を一時停止する措置を講じることがあります。なお、お客さまがご利用の携帯電話または暗証番号の紛失・盗難・不正利用等により、お客さまに損害または不利益が生じたとしても当社等は一切責任を負わないものとします。

4.本サービスのご利用にあたっては、お客さまのご利用環境等に応じて、暗証番号の他に当 社が指定する認証番号を入力する必要がある場合があります。なお、この認証番号は、暗証 番号に準じて取扱われるものとし、本条第2項および第3項の暗証番号を認証番号に読み 替えて適用するものとします。

第5条(加盟店請求金額)

1.加盟店請求金額には、お客さまが請求代行サービス契約を締結される毎に、加盟店請求金額が発生するもの(以下「都度課金」といいます。)と、お客さまの請求代行サービス契約の期間中において、複数回の加盟店請求金額が発生するもの(以下「継続課金」といいます。)があります。

2.都度課金は、①請求代行サービス契約締結日の属する料金月、②加盟店が加盟店請求金額の売上確定処理を行った日もしくは加盟店が加盟店請求金額の確定処理を行った日の属する料金月、または③お客さまがご契約の各クレジットカード会社が定める料金月のいずれかに請求されます。

3.継続課金は、前項に定める料金月のいずれかに初回請求されます。この場合、初回請求日から一定期間(請求代行サービス契約によって異なります。)を当初の請求対象期間として、期間満了日の翌日に同一条件で2度目の請求がされるものとし、その後も同様とします。

第6条(立替払)

- 1.加盟店請求金額については、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスと加盟店との定めに基づき、ソフトバンク・ペイメント・サービスが加盟店に対して立替払を行い、第 2項に定めるいずれかの方法によりお客さまへ支払請求します。
- 2.前項に定める支払請求の方法は、以下のいずれかとします。
- (ア)お客さまが通信料等を口座引落によりお支払いの場合、お客さまがご契約の当社等の

いずれかから、通信料等と併せてお客さまに請求を行います。なお、ディズニーと電気通信 サービス契約をご契約のお客さまにおいても、当社とディズニーとの契約等により、当社か らお客さまに直接請求することがあります。

(イ)お客さまが通信料等をクレジットカードによりお支払いの場合、当該お客さまがご契約されているクレジットカード会社から、通信料等とは別途、加盟店請求金額の発生都度、お客さまへ直接請求されます。

3.前2項の規定にかかわらず、当社と加盟店との定め等により、ソフトバンク・ペイメント・サービスが加盟店に加盟店請求金額を立替払しない場合等には、加盟店からお客さまに加盟店請求金額を直接請求することがあります。

第7条(立替払金のお支払い)

1.ソフトバンク・ペイメント・サービスが加盟店に対して加盟店請求金額の立替払を行った後、前項に基づきお客さまに支払請求する立替払金のお支払方法は、通信料等と同様に、当社等の契約約款等に準ずるものとします。

2.立替払金は、いかなる場合でも、お客さままたは請求先契約者(次項に定めます。)にお支払いいただくものとします。

3.お客さまは、通信料等の請求先がお客さま以外の方(以下「請求先契約者」といいます。)である場合、立替払金も併せて請求先契約者に請求されることについて、請求代行サービス契約の締結前に、請求先契約者から同意を得るものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまが請求代行サービス契約を締結されたことをもって、かかる請求先契約者の同意を得ていたものとみなします。

4.立替払金には、消費税が課税される場合とされない場合があります。お客さまへの請求明細等における表示は、加盟店請求金額に消費税が課税されない場合においても消費税を含む金額である旨の表記(内税、消費税など)がなされる場合があります。

5.商品等購入契約または請求代行サービス契約の取消、解除、無効その他の理由により、販売者または加盟店がお客さまに商品等購入代金または加盟店請求金額を返還すべき場合でも、当社等、ソフトバンク・ペイメント・サービスおよびお客さまがご契約のクレジットカード会社は、一旦お支払いいただいた立替払金をお客さまに返金する義務を負わないものとします。この場合、お客さまは販売者または加盟店に対して、商品等購入代金または加盟店請求金額の返還を直接請求するものとします。

6.お客さまが商品等購入契約または請求代行サービス契約を解除しようとするときは、販売者または加盟店に対して解除を申し出る必要があります。なお、お客さまが商品等購入契約または請求代行サービス契約を解除した場合であっても、すでに本サービスでお支払いいただいた立替払金の返金は行いません。

7.お客さまは、締結済みの商品等購入契約の対象商品等を利用できなくなった場合でも、立替払金をお支払いいただくものとします。

8.立替払金の支払いが、支払期限を過ぎても当社等またはお客さまがご契約のクレジットカード会社にて確認できなかった場合、当社等は、ソフトバンク・ペイメント・サービスに代わって行う立替払金の請求・収納代行を取りやめる場合がございますのでご注意ください。この場合、お客さまはソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、立替払金を直接支払うものとします。

9.立替払金は、分割によるお支払いはお受けすることができません。

第8条 (ご利用可能額)

当社は、本サービスのご利用において、契約回線単位で1ヶ月間にご利用いただける上限額 (以下「ご利用可能額」といいます。)を設けます。なお、ご利用限度額の算定期間は、お 客さまの通信料等の請求対象期間と同一です。ご利用可能額は、当社のホームページ等に定 めます。

第9条(本サービスのご利用)

- 1.お客さまが次のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または既にご利用を受け付けたものについても取りやめることがあります。
- (1) お客さまが、通信料等、その他当社等に対して負っている料金債務を当社等が定める 期限内にお支払いいただいていることを当社等にて確認できない場合、またはその支払い を怠るおそれがある場合
- (2) 立替払金を支払期限内にお支払いいただいていることを当社にて確認できない場合、 またはその支払いを怠るおそれがある場合
- (3) 第7条第8項に基づき、当社等がソフトバンク・ペイメント・サービスに代わって 行う立替払金の請求・収納代行を取りやめたことがある場合
 - (4) 加盟店請求金額の合計額がご利用可能額を超える場合
- (5) 本サービスの利用を希望される方の電気通信サービス契約が、当社の定める契約形態でない場合
- (6) 現金類に換金することを目的として対象商品等の購入に本サービスのご利用可能額 を利用していると当社が判断した場合
- (7) お客さまによる本サービスの利用が、当社等の業務に支障があると当社等が判断した場合。
 - (8) お客さまが本規約に違反された場合
 - (9) その他、当社が別途定める本サービス利用の要件をみたさない場合
 - (10) その他、当社が本サービスのご利用が不適切であると判断した場合
- 2.当社等の契約約款の定めに従い、お客さまの3G 通信サービスまたは4G 通信サービスのご利用について利用停止または利用の一時中断の措置がとられた場合には、本サービス提供の全部または一部を停止することがあります。

第10条 (請求代行サービス契約の停止・解除・解約)

1.お客さまが立替払金の支払いを怠った場合または本規約に違反した場合、当該事実はお客さまと加盟店間の請求代行サービス契約の停止・解除事由となるものとし、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは当該事実を加盟店に対して通知し、当該請求代行サービス契約の停止・解除等ができるものとします。

2.本サービス非対応の機種に変更された場合や、当社等との3G通信サービス契約または4G通信サービス契約が解除された場合、本サービスは将来に向かって自動的に解除されます。なお、この場合、すでにお支払いいただいた立替払金の返金は行わないものとします。また、携帯電話の番号変更をされた場合は、本サービスは将来に向かって自動的に解除されることがあります。この場合、すでにお支払いただいた立替払金の返金は行わないものとします。

3.本サービス対応機種であっても、お客さまが機種の変更をされた場合または USIM カードを交換した場合に、一部の対象商品等を継続してご利用いただけない場合があります。この場合、お客さまが加盟店と締結していた請求代行サービス契約は、自動的に将来に向かって解除となるものもありますが、お客さまご自身による解約手続きが必要なものもあります。なお、この場合、すでにお支払いいただいた立替払金の返金は行いません。

4.お客さまとの請求代行サービス契約を加盟店が停止・解除した場合に、加盟店が当社に対して当該事実を通知したときは、当社は本サービスの全部もしくは一部の提供を停止し、または既にご利用を受け付けたものについても取りやめることがあります。なお、この場合、既にお支払いいただいた立替払金の返金は行わないものとします。

5.お客さまは、携帯電話回線の譲渡または承継の手続きを行う場合には、事前に請求代行サービス契約を解約する必要があります。

第11条(本サービスのお客さまによる利用の停止・再開)

1.お客さまは、My SoftBank にて専用のパスワードを入力することにより、当社が定める条件に基づき、本サービスの利用を停止させること、また再開させることができます(お客さまが未成年の場合は、法定代理人の同意を得たうえで、その利用を再開できるものとします。)。なお、一旦発生した加盟店請求金額については、お客さまから本サービスの停止、取消をすることはできないものとします。

2.お客さまと当社等との通信契約が法人契約の場合には、当社が別途提供する法人向けサービスを利用することにより、前項と同様に本サービスの利用を停止させ、または再開させることができます。なお、一旦発生した加盟店請求金額については、お客さまから本サービスの停止、取消をすることはできないものとします。

第12条(個人情報等)

1.本サービスのご利用にあたり、当社はお客さまの同意を得た上で、ソフトバンク・ペイメント・サービスに対し、お客さまの各種取引の与信判断および与信後の管理の目的で、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用にかかる情報等、お客さまおよび請求先契約者の契約情報を開示します。なお、お客さまはかかる情報の開示について、請求先契約者の同意を予め得るものとします。

2.第6条第3項の場合、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用状況にかかる情報を、加盟店による商品等購入代金の回収を目的として、当社から加盟店に通知することに、お客さまは予め同意するものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの請求代行サービス契約の締結をもって、お客さまがかかる同意を請求先契約者から取得しているものとみなします。

3.第7条第8項により当社等またはクレジットカード会社による商品等購入代金の請求が取りやめられた場合、ソフトバンク・ペイメント・サービスによる商品等購入代金の回収を目的として、当社からソフトバンク・ペイメント・サービスに対して、お客さまおよび請求先契約者の氏名、住所、電話番号、電気通信サービス料金支払方法、クレジットカード情報(クレジットカード払いの場合)、電気通信サービス料金支払い状況、電気通信サービスの契約状況、契約者種別その他本サービスの利用状況にかかる情報を通知することに、お客さまは予め同意するものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの請求代行サービス契約の締結をもって、お客さまがかかる同意を請求先契約者から取得しているものとみなします。

第13条 (法定代理人の同意)

未成年者のお客さまが本サービスを利用される場合は、法定代理人の方の同意を得て利用 するものとします。

第14条(免責)

当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、お客さまの承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部の提供を変更、中止または廃止することができるものとします。なお、当社およびソフトバンク・ペイメント・サービスは、当社またはソフトバンク・ペイメント・サービスに故意または重大な過失がある場合を除き、当該措置により、お客さまに直接かつ現実に生じた損害を超えては一切の責任を負わないものとします。

第15条(本規約の変更)

当社は、本規約を、お客さまに対する事前の予告なく変更することがあります。本規約の変 更は変更後直ちに効力を生じるものとします。当社が変更を行った場合において、それ以前 に行われた本規約への承諾は、変更後の本規約への承諾として引き続き有効であるものと します。

第16条(準拠法)

本サービスに関する契約の成立、効力、解釈および履行等については、日本国法に準拠する ものとします。

第17条(合意管轄)

本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁 判所とします。